

あいざわアセットマネジメント株式会社による第3号セカンダリー投資ファンド (Ariake Secondary Fund III LP) ファイナル・クロージングのお知らせ

あいざわアセットマネジメント株式会社（東京都港区）は、2024年3月22日、当社として3本目となる、セカンダリー投資ファンド、Ariake Secondary Fund III LP（ASF-III）（ケイマン籍）のファイナル・クロージング（最終投資家受入を完了）を迎えました。今回、外部投資家として、フィーダーファンドであるAriake Secondary Fund III 投資事業有限責任組合を通じて、株式会社東邦銀行様並びに大和信用金庫様（追加出資）にこの投資にご賛同頂きました。

ASF-IIIは、国内投資家の保有する国内外プライベート・エクイティ・ファンド（PEファンド）やベンチャー・キャピタル（VC）のファンド（組合）持分、ファンドの保有する未上場株式等の低流動性資産を取得するほか、国内の優良な投資ファンドとの共同投資を実施いたします。2022年4月の設定から2024年2月末までにファンドを通じた共同投資を3件、未上場株式を取得する共同案件を2件、GP主導セカンダリー案件を1件、セカンダリー市場を通じてのファンド持ち分の取得3件と、セカンダリー市場を通じての未上場株式の取得3件を実行しております。

当社はセカンダリー投資ファンドを通じて、市場に対しては主に以下の二つの機能をご提供いたします。第一に、投資家の皆様が保有している低流動性資産について途中売却という選択肢をご提供します。通常、10年単位の運用期間中での現金化が難しいファンド持分を当社が運用期間中に買い取ることで、既存の投資家の皆様が早期の資金化が可能になります。第二に、VCやPEファンドの運用期間満了に伴い売却せざるを得ない株式等を買取り、ファンドに資金化の機会をご提供します。また、場合によっては、継続保有をご希望されるファンドに新たな出資を通じて、投資案件銘柄からの回収最大化のお手伝いをさせていただき、また、投資先である国内企業の更なる成長を資本構成の安定化を通じてサポートいたします。

私どもは、既存ファンドのAriake Secondary Fund I LP（ASF-I）及びAriake Secondary Fund II LP（ASF-II）を通じて、約40件の国内外のLP持分、約20件の株式を買取り、売り手の皆様に対して低流動性資産の現金化の手段をご提供してきました。更に、ASF-I及びASF-IIでは国内外の機関投資家の皆様に対して、安定的かつ高いリターンを比較的早い段階で実現しております。

今回のASF-IIIのファイナル・クロージングを受けて、引き続き国内外で増加している低流動性資産の現金化ニーズに応えつつ、黎明期にある国内セカンダリー投資から高いリターンを実現したいと考えております。

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

あいざわアセットマネジメント株式会社 クライアント・ソリューション部

TEL : 03-6263-9690 Email : clientsolutions@aizawa-am.co.jp



重要事項

社名

あいざわアセットマネジメント株式会社
Aizawa Asset Management Co., Ltd.

住所

〒105-7307 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング7階
TEL: 03-6263-9690, FAX: 03-6263-9679, E-Mail: aizawa-info@aizawa-am.co.jp

業務内容

投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業
登録番号：関東財務局長（金商）第2076号（2008年10月31日）
加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会／
一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会／一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会／
Alternative Investment Management Association

リスクについて

当社の投資顧問業務、投資一任業務で取り扱っている有価証券、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引（以下、総称して「金融商品」という）は、一般的には次のリスクを含んでおり、投資元本の欠損が生じる恐れがあるほか、当初元本を上回る損失を生じる恐れがあります。

- ① 価格変動リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他指標に係る変動を要因とするリスク）
- ② 信用リスク（有価証券の発行者その他の者、相対取引における相手方の経営・財務状況の変化を原因とするリスク）
- ③ 流動性リスク（金融商品市場に十分な取引量がないため、金融商品を期待された価格で取引できない、または資金化に時間がかかるリスク）
- ④ その他、具体的な運用内容により特定のリスクが発生する場合があります。

手数料について

1. 当社にお支払いいただく手数料

投資顧問契約・投資一任契約による報酬（投資顧問料）は、基本報酬と成功報酬との2種類から成り、お客様との個別の交渉により、原則として下記の範囲で決められるものとします（投資顧問契約は基本報酬のみで決められる場合もあります）。
基本報酬契約資産額に対して年率0.5%から5%。但し、定額とすることもあります。
成功報酬契約期間における契約資産の時価評価による増加額（運用利益）の10%から35%。但し、継続契約の場合で、前期以前に累積した契約資産の減少額（運用損失）がある場合、これが解消されるまで成功報酬は受領しません。

（注1） いずれも消費税抜きです。

（注2） 支払時期は、原則として、基本報酬は月次、成功報酬は年次とします。

尚、お客様と契約した資産を、当社が運用指図するファンドに投資する場合にお客様からいただく投資顧問報酬については、当社が当該ファンドから受取る運用報酬を考慮した調整を行います（この場合の投資顧問報酬は、当社が運用指図するファンドに投資する割合によって異なるため、事前に料率や上限額等を表示することができません）。

また、契約資産の性質、運用手法等により、お客様と協議の上、別途手数料をいただく場合があります。

2. その他にご負担いただく費用

一般的に次の費用を運用財産を通じてご負担いただけます。

- ① 投資対象であるファンド等の組成および受益権の募集に関連する弁護士費用、会計および一般事務費用
- ② 投資対象であるファンド等の有価証券等投資に関連する費用（有価証券の買付け又は売付けを行う際の手数料、貸株契約手数料、借方残高または借入金に対する利息、投資プログラムにつき利用されるシステム、リサーチに係る費用等）
- ③ 投資対象であるファンド等の管理に係る費用（会計、監査、一般事務管理にかかる費用および弁護士費用、またはその活動に関連する調査費用、ならびに既存・見込投資家に対して報告を行い、情報を提供する費用）
- ④ 投資対象であるファンド等が負担する運用報酬

このほか、お客様が信託銀行等に委託した信託財産を通して投資する場合には、信託報酬がかかります。

その他重要な事項

投資一任契約について

投資一任契約は、お客様と契約した資産の運用に関し、お客様があらかじめ運用の基本方針を定めた上で、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部を当社に一任するとともに、投資を行うのに必要な権限を当社に委任する契約です。

ご留意事項

本資料は情報提供のみを目的に作成されたものであり、有価証券等の販売・勧誘を目的に提供されるものではありません。本資料の一部または全部をあいざわアセットマネジメントの書面による許可なくして第三者に再配布または閲覧させることを禁じます。本資料は当該ファンドの運用状況およびポートフォリオ構成について作成時点において信頼に足ると判断した情報に基づいた推定値を掲載しておりますが、あいざわアセットマネジメントはその正確性、完全性を保証するものではありません。